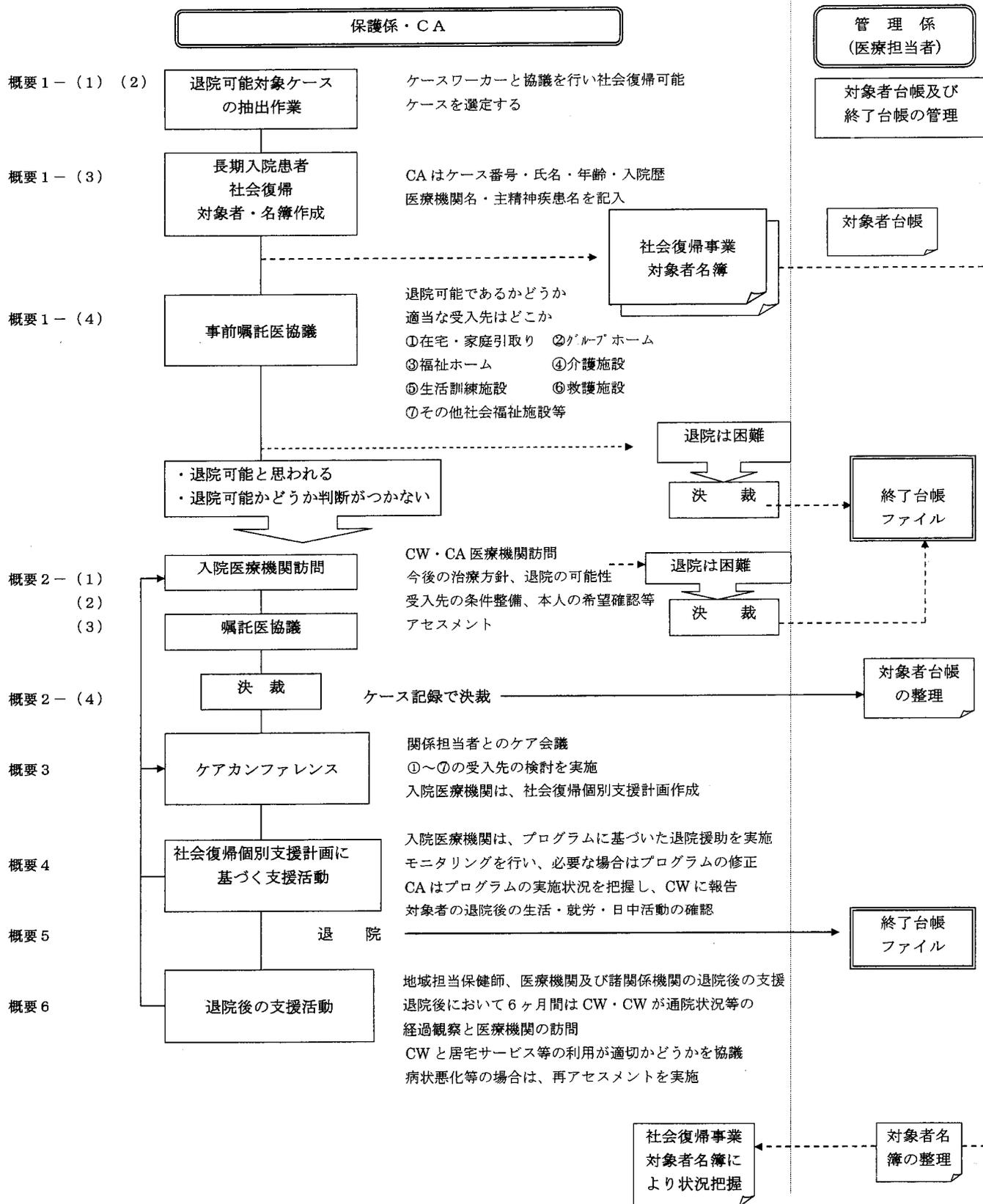


# 精神障害による入院患者の社会復帰事業フローチャート（北九州市）

1 目的 精神保健福祉施策と連携しながら、組織的に生活保護受給者の長期入院患者の退院及び社会復帰を推進することを目的とする。

2 対象 精神科病院に原則として6か月以上入院している者で、主治医が退院可能と認め、かつ本人が退院を希望する被保護者。

3 実施方法

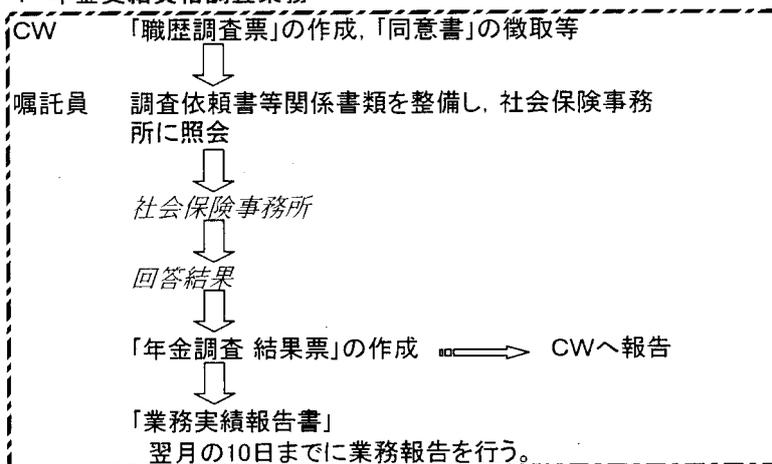


## 年金調査支援プログラム(福岡市)

☆ 保健福祉局保護課に社会保険庁の業務経験者を嘱託職員として配置し、当該嘱託職員が各福祉事務所を巡回し、CWと連携しながら被保護者の年金受給資格調査等を行う。

### 〔業務内容〕

#### 1 年金受給資格調査業務



#### ※ 調査対象者の優先順位

- ① 早急に調査を要するもの  
新規ケースや前年度の年金受給資格一斉調査事業により継続調査中となっているもの等早急に調査を要するもの
- ② 老齢給付関係  
60歳以上の者
- ③ 障害給付関係  
20歳以上の者で、身障者(身障1級～4級)及び長期入院患者等
- ④ 遺族給付関係  
18歳未満(1級又は2級の障害にある者は20歳未満)の子と生計を同じくしている死別母子世帯, 18歳未満(1級又は2級の障害にある者は20歳未満)の遺児世帯, 寡婦世帯及びその他肉親を亡くした世帯等
- ⑤ その他のケース

#### 2 年金関係相談業務

- ・ 地区担当員からの年金関係の相談に応じる。
- ・ 必要に応じ、被保護者からの年金相談に対応し、助言・援助を行う。

#### 3 年金についての研修

- ・ 1年目のCW向けに年金についての基礎研修を実施。
- ・ 必要に応じ、2年目以上のCW向けに年金についての研修を実施。

## 長期入院患者退院促進プログラム実施要領（旭川市）

### 第1 目的

この実施要領は、自立支援プログラムに係る策定及び実施方針に基づき、退院可能な長期入院患者の社会復帰を図る自立支援プログラムの実施に必要な事項を定めるものとし、被保護者の社会的自立の促進を目的とする。

### 第2 名称

この実施要領で行う自立支援プログラムの名称を、長期入院患者退院促進プログラム（以下「プログラム」という。）とする。

### 第3 内容

このプログラムで行う内容（以下「支援メニュー」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 退院後の生活の場（居宅又は施設等）の確保
- (2) 退院訓練
- (3) 日常生活を送るための諸準備
- (4) 社会復帰に必要な他法他施策の活用

### 第4 実施方法

プログラムは、支援メニューに関して専門的な知識又は経験を有する長期入院患者社会復帰支援員（以下「支援員」という。）が実施する。

支援員は、対象者の実態把握（本人面接・主治医面接・患者の扶養義務者訪問等）及び退院阻害要因の分析を行った上で、退院促進計画を立案し、地区担当員や関係機関などとの連携により、プログラムを実施していく。

### 第5 対象者

このプログラムの対象者は、入院期間が180日を超え、病状的に退院が可能であると主治医が判断する長期入院患者とする。

### 第6 支援員の役割

支援員の役割は、次のとおりとする。

- (1) 対象者本人、主治医、扶養義務者等との面接等により、対象者の実態を把握する。
- (2) 退院阻害要因等の分析を行う。
- (3) 活用可能な社会資源等を検討の上、退院促進計画を立案する。
- (4) 退院促進計画に基づき、退院に向けて支援メニューを実施する。
- (5) 支援メニューの実施結果を地区担当員に随時報告する。
- (6) 退院促進に関する社会資源の情報を収集する。

### 第7 地区担当員の役割

地区担当員の役割は、次のとおりとする。

- (1) 対象者を選定し、支援員へ報告する。
- (2) 支援員と連携し、対象者の退院促進を図る。

### 附 則

この要領は、平成19年 4月 1日から実施する。

## ○就労支援プログラムの事例（青森市）

青森市では、就労可能な者に対する支援を組織的に行うための取組として、「生活保護受給者等就労支援事業」の要件を一部満たさない被保護者に対して、平成18年度から福祉事務所に就労支援相談員を配置し、就労支援を実施している。

### 1 就労支援の取組

- 平成18年度から、ハローワークOBの就労支援相談員を1名雇用し、就労支援の実施。

### 2 就労支援の流れ

- 就労支援員による支援  
平成18年度から、ハローワークOBの就労支援相談員を1名雇用し、ハローワークへの同行、履歴書の書き方、面接の受け方、その他就労に関する相談などの支援を実施。

### 3 就労支援員による支援効果

年 度	支援者数	就労開始者数
平成18年度	140人	51人

### 4 今後の方向性

- 平成20年度においては、より効果的な支援実施のため、事業見直しを検討中。

## ○ 母子世帯の自立支援プログラムの事例（秋田市）

秋田市では、平成19年度から、母子世帯等自立支援専門員として女性を配置し、就労による自立及び子育てやその他生活の各面にわたり多様な支援を組織的に支援するプログラムを実施。

### ○概要

母子世帯に対し、看護師等の専門的な資格を有する女性を専門職員として2名を雇用・配置し、DVによる影響や子の養育に関する悩みなど、母子世帯特有の様々な要因によって生活上の問題を抱えている母子世帯に対し、地区担当員と協調し、また関係機関とも連携しながら、母子世帯の保護からの自立に向けた助言・指導を行なう

### ○母子世帯に対する支援の内容

#### ①就労、求職支援

求職中または就労中（増収指導）のケースで、生活上何らかの問題を抱えているとみられるケースについて、主治医訪問等による稼働能力の確認や、ハローワーク、ひとり親家庭就業・自立支援センター等への同行により自立（就労・増収）に至っていない要因を分析し、生活保護受給者等就労支援へ移行させ、保護からの自立を助言指導する。

#### ②生活基盤支援

家庭訪問による実態調査、来所時の生活状況聴取等により世帯の生活状況把握に努め、精神疾患等を抱える母子世帯に対しては主治医訪問等により病状確認のうえ、生活基盤安定を図るための助言指導を行う。

#### ③子の養育支援

家庭訪問等により子どもとの面会を行い、必要に応じて保育所、在籍小中学校、扶養義務者、民生委員等から情報を得ながら、子ども未来センター、児童相談所等とカンファレンスを行うなど関係各機関と連携し養育に関する助言指導を行う。

### ○支援の効果

	自立支援専門員	支援対象世帯数	就労開始者数	保護廃止世帯数
平成19年度	2	20	3	0

## 就労促進指導員を活用した就労支援事業(宇都宮市)

### 事業の概要

宇都宮市では、就労可能な者に対する支援を組織的に行うための取組として、平成18年3月に自立支援プログラム運用マニュアルを作成。平成19年度からは福祉事務所に就労促進指導員を配置し、ハローワークと連携のもと、就労支援を実施している。

#### 1. 就労促進指導員の配置

平成19年度から、就労促進指導員を1名配置し、就労支援を実施。

#### 2. 就労支援の流れ

##### ○支援対象者の選定

担当CWが支援対象者を選定し個人票作成後、事務所にて担当CW、就労促進指導員、支援対象者の3者で面接を実施。

対象者の就労に対する考え、希望職種等を確認し、就労意欲が十分でない対象者には就労意欲を喚起。

##### ○ハローワークへの同行

面接実施後、就労促進指導員は支援対象者とハローワークへ同行訪問。ハローワーク職員の協力のもと、求職情報の提供や面接先の紹介を受ける。

ハローワークでは当事業の担当職員を選定して頂き、訪問時には担当職員が常に対応している。

##### ○支援期間

支援期間は3か月とし、その間就労促進指導員は支援対象者と日時を調整し、随時ハローワークへ同行訪問を実施。また、履歴書の書き方や面接の受け方等も指導している。

#### 3. 就労支援の効果

	支援件数	就労開始件数	自立廃止件数
平成19年(12月末)	43	20	4

## 平成 19 年度に新たに選定した自立支援プログラムについて

自治体名：横須賀市

以下のとおり、報告します。

### ・ 精神障害者退院促進事業プログラム（H19 年 4 月～）

**概要：** 社会的入院を余儀なくされている精神障害者の退院を、本市保健所等の関係機関・団体と連携して促進する。

### ・ 公的年金裁定請求支援プログラム（H19 年 12 月～）

**概要：** ① 自主作成したエクセルツール「障害イエスノー」を活用して、障害年金受給権を瞬時に判断し、本人の請求を支援する。

② 自主作成した「年金調書」を活用して、老齢年金受給権の有無を判断し、本人の請求を支援する。

### ・ 境界層証明書交付支援プログラム（H19 年 12 月～）

**概要：** 自主作成したエクセルツール「ボーダーイエスノー」を活用して、介護保険・国民健康保険・老人保健・障害者自立支援・その他、多岐に渡る境界層について「総合境界層証明書」を即時交付し、その要保護状態を速やかに解消して、経済生活の自立維持を支援する。

# 自立支援相談員（看護師）を活用した健康管理面における自立支援プログラム（概要）

平成20年2月 相模原市

## 1 趣 旨

被保護者の健康管理面における自立支援プログラム実施要綱に基づき、被保護者の健康管理面の支援について具体的な実施内容を定め、生活保護受給者の自立を支援するもの。

## 2 対象者

- ・ 生活保護受給者で、無料低額宿泊所に入所している元ホームレスの者
- ・ 居宅生活の維持・継続及び生活習慣に不安があると考えられる元ホームレスの者
- ・ 心身に健康を損ないつつあり、社会生活とのつながりに乏しいと考えられる高齢者
- ・ その他健康管理面で問題のある生活保護受給者

## 3 支援内容

### (1) 受診勧告

血圧測定など健康相談により病状を把握し、緊急度をチェックの上、受診科を選定して受診を勧める。また、必要に応じて、病院に同行する。

### (2) 日常生活指導

#### ア 服薬指導

薬の残量調査から理解度を把握し、継続の必要性や、飲み忘れストック防止を指導

#### イ 日常規律面の確認（起床・食事管理・呼吸法・タバコ・睡眠時間など）

#### ウ 適切な体重管理の工夫と、食習慣の乱れを是正

#### エ 食事・運動など指示を守れない要因は何か、己を振り返りきちんとした目標を設定

#### オ 精神面・心理面への働きかけ

- ・ 年齢に応じた将来への目標設定
- ・ 現状打破への努力と工夫。自立に向けて、今できることは何かを聞く。
- ・ 自分でメモをさせるようにし、具体的なイメージ化を図る。

#### カ 必要な事例には、生活指導を具体的な表にして説明し、次回面接時に確認、再指導

## 4 支援実績（平成19年度）

福祉事務所名	今年度（4～12月）の参加者数	看護師の資格を有する 自立支援相談員
相模原市相模原	210名	1名
相模原市南	70名	1名

## 5 日常生活指導面の評価と課題

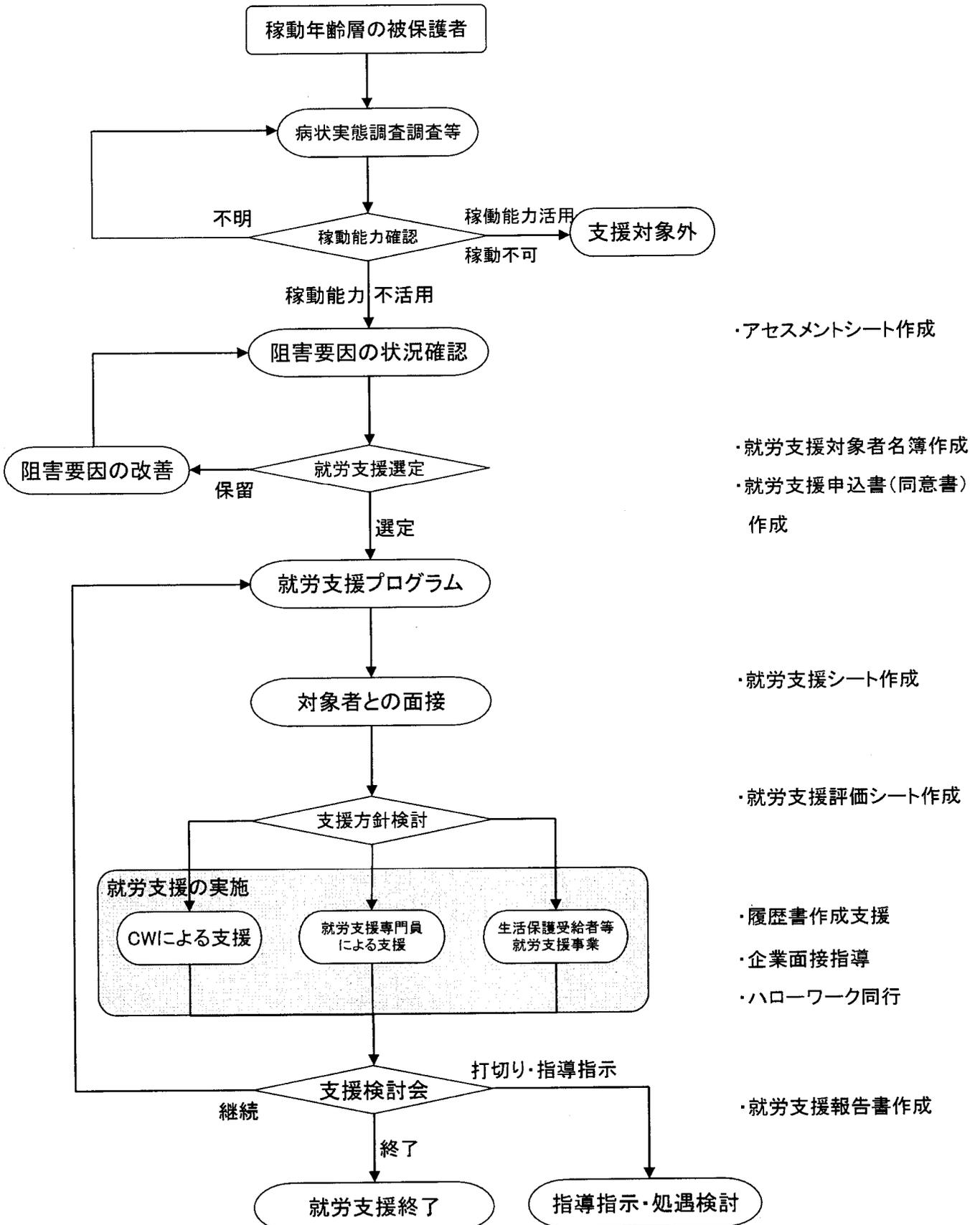
- (1) 受診を勧めても拒否する場合があるが、検診命令を活用するタイミングが難しい。
- (2) 些細な病気を理由とする自立への意欲低下や、借金からの逃避など困難な事例には、心理分析など心理面からのアプローチも必要と思われる。
- (3) 食事の管理や、糖尿病・肥満など運動歩行訓練が必要な人ほどできていない。宿泊所入所者の場合、寮長にメモを渡して協力依頼した例もある。

以上

## 就労支援員専門員による就労支援プログラムの概要(富山市)

稼働年齢層の被保護者の中から、病状実態調査で稼働能力がないと診断された者を除く稼働能力のある者に対して、阻害要因を確認した上で、就労支援専門員による就労支援プログラムを行う。

### 就労支援プログラムの業務の流れ



# 就労支援プログラム（金沢市）

## 1 目的

稼働能力を有する被保護者に対し、より専門的な知識を有する就労支援相談員から助言・協力を得る体制を整備し、それに基づいて被保護者に対する就労支援を行い、被保護者の自立助長を促し、生活保護制度の適正な実施を確保することを目的とする。

## 2 対象者

- ① 増収により生活保護の廃止を目指す者（特に重大な就労阻害要因がなく稼働能力の活用が十分できると認められる者）
- ② 低収入のため、更なる増収を目指す者（現状以上の稼働能力がありながら活用が不十分であると認められる者）
- ③ 継続就労を目指す者（短期間において転職又は退職を繰り返している者）
- ④ 就労経験が少なく、長期間就労していない等就労意欲が十分でない者又はその病状から判断して一定の条件の下であれば就労することが可能である者
- ⑤ 介護、看病等による負担を軽減することにより、就労することが可能になると判断される者

## 3 選定

担当ケースワーカーは、このプログラムへの参加が適当と考えられる被保護者について、次の手続きにより参加者を選定する。

- ① 現在の就労阻害要因を把握し、その阻害要因が解決可能であることを確認する。
- ② 医療要否意見書、レセプト、長期外来患者調査票、検診命令、主治医訪問等により、稼働能力があること又は稼働についての条件を把握し、このプログラムへの参加の適否を判断する。
- ③ このプログラムの内容を説明し、本人の同意を得る。

## 4 実施期間

プログラムの実施期間は、おおむね3箇月とする。

## 5 実施方法

- ① 家庭訪問又は所内面接を行い、就労阻害要因を把握し、その阻害要因解消のための方策を対象者とともに確認する。
- ② 必要に応じて就労支援相談員へ就労支援依頼票を提出して、就労支援を依頼する。
- ③ 就労支援相談員が参加被保護者と面接を行い、希望職種、就労条件等を聴取する。
- ④ 就労支援相談員が参加被保護者に対し、履歴書の書き方や面接に関するアドバイス等の求職訓練、就労先紹介等を行う。また担当ケースワーカーも必要に応じて支援を行う。
- ⑤ 就労支援相談員は支援票に経過を記録する。
- ⑥ 担当ケースワーカーがプログラム開始からおおむね3箇月を経過した後に査察指導員に対して報告する支援経過に基づき、評価を行う。この場合において、その実施状況によっては、プログラムの実施期間の延長を検討する。

## ○日常生活や社会生活での自立を支援するプログラムの事例（岐阜市）

岐阜市では、保護世帯類型別では高齢者世帯の占める割合が高く、又単身世帯が非常に多い状態である。これに対応する職員は比較的若く経験の浅い職員が多く指導、支援において苦慮することが多いこともあり、平成18年度から高齢者の日常生活や社会参加を支援する他法他施策を活用した個別支援プログラム（高齢者健康維持・向上プログラム）を策定し、介護保険担当部署、高齢者福祉担当部署や社会福祉協議会、地域包括支援センターと連携し日常生活に関する支援、社会参加に関する支援を実施。

### 1. 概要

○岐阜市の介護保険担当部署が管理している地域包括支援センターでの介護相談・予防事業や、高齢者福祉担当部署で実施している生きがい対策事業、高齢者サービス事業、日常生活用具給付事業、社会福祉協議会で実施している地域の福祉事業、在宅福祉サービス事業、福祉サービス利用支援事業、シルバー人材センターへの登録、老人クラブが実施する事業などを社会資源として、個別支援プログラムの社会資源の活用を利用して、高齢者の日常生活や社会参加の支援を実施。

### 2. 支援内容

- 社会参加を目的とした支援メニュー  
高齢者ふれあい入浴、高齢者大学への参加、地域公民館行事の参加、老人クラブの実施事業に参加し社会とのつながりの維持・向上を図る。また、各事業に参加する際、移動が困難な者については、民生委員、自治会、ボランティアへの協力依頼。
- 健康維持を目的としたメニュー  
養護老人ホームへの入所、生活管理指導短期宿泊事業、配食サービス事業、老人健康農園事業へ参加し健康管理状況について主治医、ソーシャルワーカーとの連携、保健所による健康検査の増進を図る。
- 日常生活の維持を目的としたメニュー  
社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の活用、愛の一声運動推進員の利用、緊急通報システムの利用、民生委員、保健師、地域包括支援センター職員による家庭訪問にて日常生活の維持を図る。
- 就労しながら介護予防や生きがい作りを目的とするメニュー  
シルバー人材センターへ登録したり、自分の特技を生かし小学校でのボランティア参加による介護予防、生き甲斐作りの増進を図る。

### 3. 支援結果

- 平成18年6月から実施し、支援参加者20人、養護老人ホームに入所1名（年金収入にて自立）、グループホーム入所2名  
継続17名（18年度の集計）

## ○稼働能力判定会議の事例（大阪府高槻市）

高槻市では、生活保護における自立支援を促進することを目的として、医師及び有資格の専門家による客観的な稼働能力の判定を行い、多様な支援プログラムの実施を図るため、平成19年9月から「稼働能力判定会議」を実施している。

### 1. 稼働能力判定会議設置の目的

要保護者で稼働年齢層の者に対して、医学的データや適正に関するデータに基づき客観的・総合的な稼働能力の判定や適正職種の検討、支援プログラムの選定等を行うことにより、対象世帯の自立助長を促し、生活保護の適正実施を図ることを目的とする

### 2. 対象者の範囲

次のうち、稼働能力の活用に疑義のある者、又は、多様な支援プログラムの選定が必要な物

- |                                  |                                  |
|----------------------------------|----------------------------------|
| (1) 18歳から64歳までの稼働年齢層で稼働能力に疑義のある者 | (3) 就労指導上等の特別な処遇を要する者            |
| (2) 適正職種等の検討が必要とされる者             | (4) 内科的、外科的、精神科医的に専門家の意見が必要とされる者 |

### 3. 会議の構成員

- (1) 医師〔内科医・整形外科医・精神科医〕 (2) 精神保健福祉士 (3) 社会福祉士 (4) 福祉事務所 査察指導・ケースワーカー等

### 4. 実施内容

- (1) 医学的データに基づいた稼働能力の判定や可能な仕事、作業の検討  
(2) 生活環境、家族の状況、職歴、学歴、資格等のデータに基づいた就労支援の時期、及び、対象者の処遇面での適正評価の検討  
(3) 判定意見に基づいた支援プログラムの検討

### 5. 実施状況

平成19年9月～12月の実施状況

開催回数	判定者数	支援プログラム参加者累計	内、就労支援中	内、就労（増収）開始者数
11回	39名	27名	12名(27名中)	4名(27名中)

以上

## ○ 精神障害者等自立支援プログラムの事例(姫路市)

姫路市では、精神障害者等に対し、福祉事務所と関係機関が連携し必要な助言を行うことにより、精神障害者等が地域社会の中で安定した生活を営むことが出来るよう支援するとともに、他法を有効活用することにより医療扶助の適正実施の推進にもつなげるためのプログラムを作成した。

### 1. 支援対象者

- 精神障害者等のうち、他法や他制度の活用が不十分な者を支援対象者とする。具体的には、
- ①精神科、心療内科等への通院は無いが精神疾患と疑われる者
  - ②精神科、心療内科等に通院しているが自立支援医療の適用を受けていない者
  - ③精神障害者手帳の交付を受けていない者
  - ④精神科病院に入院しており退院が可能な者（ただし、長期入院患者については退院促進事業で支援するため除く。）
  - ⑤援護寮などの施設に入所しており退所が可能な者
  - ⑥上記に該当しないが、何らかの支援が必要な者

### 2. 支援の手順

- ①保健所の精神保健相談員や親族等に協力を求め、CWも医療機関へ同行するなど、受診しやすい環境づくりに努める。
- ②適用可の場合は、支援対象者に対し自立支援医療について説明し、早急に手続きするよう指導を行う。
- ③交付可の場合は、支援対象者に対し精神障害者手帳の交付申請手続きをするよう指導を行う。交付の確認が出来れば、障害年金の受給の可否を検討するため、年金・手当等受給要件点検事業対象者として確認を行う。
- ④退院が可能な場合は、MSWや親族等と協力し退院後の生活基盤を確認する。すぐに居宅生活可能な場合はヘルパーの派遣など居宅での在宅支援について検討する。退院後すぐに居宅生活を送るには不安がある場合や、居宅の確保が困難な場合は、施設入所を検討する。
- ⑤前記と同様に在宅支援について検討する。
- ⑥迷惑行為や異常行動が見受けられた場合は、民生委員、保健所の精神保健相談員や保健師等と訪問を実施し速やかに対応する。  
(受診、服薬指導、ヘルパーの派遣などの在宅支援、作業所等の紹介など)

### 3. 効果

	プログラム参加者	自立支援医療適用	受診指導	手帳取得	年金受給	就労開始
平成17年度						
平成18年度	5人(終了2人、次年度継続3人)	2件	1件	1件	1件	
平成19年度	4人(新規1人、前年度継続3人)	2件				2件

## ○ 就労支援プログラムの事例(和歌山市)

和歌山市では、就労意欲を有する者に対する支援を組織的に行うための取組として、平成18年度から支援対象の経済的・社会的自立を促すため、査察指導員や担当ケースワーカーがきめ細やかな助言・指導等を実施している。

### 1. 就労支援の取組

- ・平成18年度から、査察指導員等により支援対象者の就労意欲を喚起させ、就労支援の実施。
- ・平成19年度からは、就労指導員を非常勤職員として応募するも、該当者がなく20年度からは1名雇用し、就労支援を図りたい。

### 2. 就労支援の流れ

- ・担当ケースワーカーが対象者を選定し、査察指導員とともにハローワークへの同行訪問、履歴書の書き方、面接の受け方等を助言支援を実施する。
- ・本プログラム中に生活保護者等支援事業への移行も効果的であると判断した場合は要請する。

### 3. 就労支援による支援効果

	対象者数	就労開始者数	廃止者数
平成18年度	1	0	0
平成19年度	1	1	1

# 高校進学支援プログラム実施要綱(岡山市)

## 1 目的

子供の高校進学に対する意識を高め、高校進学を支援するにより子どもの社会的自立を促し世帯の自立助長を目的とする。

## 2 概要

高校就学のための相談及び費用援助の情報提供を行う。

## 3 対象者選定

中学3年生の子どもを持つ世帯。

## 4 実施方法

### (1) 日程

#### ① 4月以降随時

##### 1 対象者の抽出

「高校進学支援プログラム検討台帳」(以下「検討台帳」)に入力。

##### 2 対象世帯への説明等

- ・通学状況の確認
- ・進学希望の場合、費用について保護者はどのように考えているのか確認し高校就学費及び貸付等について説明。
- ・個別支援プログラムの趣旨の説明及び同意の確認又は同意書の徴収。

#### ② 8月

- 1 中学卒業後の進路希望の聞き取り
- 2 進学のための費用再説明

#### ③ 9月

貸付等の申請指導

#### ④ 随時

受験費等の申請・支給

- 1 受験校・受験日の確認
- 2 受験費の申請指導
- 3 受験可否確認
- 4 入学準備金等の申請指導

### (2) 入学時の指導

入学の目的(社会的自立)の再指導。

## ○ 就労支援プログラムの事例(倉敷市)

倉敷市では、就労可能な者に対する支援を組織的に行うための取組として、平成16年度から福祉事務所に就労支援員を配置し、就労支援を実施している。生活保護を適用していない者に対しても、福祉事務所からハローワークへつなげるなどの支援を実施。

### 1. 概要

- 就労支援相談員が、支援対象者の意向を踏まえた上で就労支援を行い、就職に結びつくよう支援する。また、必要に応じて「生活保護受給者等就労支援事業」へ移行する。

### 2. 就労支援の流れ

#### ○対象者の選定

稼働能力がありながら不就労の者、転職などによる増収可能な者、概ね3ヶ月以内に治癒し、就労が可能となる者のうちから、聞き取り調査・病状調査等により就労阻害要因等を把握、選定協議会の開催した上で、対象者を選定。

#### ○説明・同意

対象者に対し、プログラム説明と今後の求職活動の内容について話し合う。

#### ○就労支援相談員による支援

ハローワークからの求人情報などから、対象者の意向に沿った求人情報の提供、ハローワークでの面接などから、事業所への紹介を行うなど、ハローワークとの連携を行う。

また、被保護者以外（児童扶養手当受給者等）に対しても就労支援を行う。

#### ○評価

選定協議会において、就労支援プログラムの実施状況の評価を行い、プログラムの終了・再実施などを検討。

### 3. 就労支援の効果

	対象者	面接件数	紹介件数	就労開始件数
平成18年度	被保護者	867件	262件	67件
	被保護者以外（母子家庭等）	294件	122件	61件
	計	1,161件	384件	128件

○ 就労支援プログラムの事例(下関市)

下関市では、就労可能な者に対する就労支援を組織的に行なうための取り組みとして、平成18年度から福祉事務所に就労支援員を配置し、就労支援を実施している。

1 就労支援の取り組み

○ 平成18年度から、就労支援員を1名雇用し就労支援を実施。

2 就労支援の流れ

- 平成18年度から、就労支援員を1名雇用し、生活保護受給者等就労支援事業の活用、ハローワークへの同行、履歴書の書き方、面接の受け方等の就職活動の指導、及び就労意欲が十分でない者に対する就労意欲の喚起等の支援を実施している。
- 現在就労中であるが、稼働能力の活用が十分でない者、求職活動を行なっている者、また、就労意欲の喚起が必要である者の中から、地区担当員の推薦又は就労支援員の選定により対象者を決定し、その者に対して、就労支援員が地区担当員と協力し、必要な支援・援助、就労意欲の喚起を行う。  
当該事業は、就労意欲が十分でない者に対しても、就労意欲の喚起を目的に支援できるため、効果をあげている。

3 就労支援員による支援効果

	支援対象者数	就労開始者数
平成18年度	72	30
平成19年度	47	23
合計	119	53